

令和5年第1回船井郡衛生管理組合議会定例会会議録

令和5年3月23日（木）午後2時00分開会

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員提出議案第1号 船井郡衛生管理組合議会個人情報保護条例の制定について
- 日程第5 議案第1号 船井郡衛生管理組合個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 船井郡衛生管理組合情報公開・個人情報保護運営審査会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第6号 令和4年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第3号)について

日程第11 議案第7号 令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法について

日程第12 議案第8号 令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計予算について

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について

出席議員(8名)

1番	山内 守	2番	吉田 尋子
3番	木戸 徳吉	5番	木村 裕
6番	山森 英二	7番	森田 幸子
8番	東 ま さ 子	9番	山下 秋 則

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の氏名

管理者 西村 良平 副管理者 畠中 源一

副管理者(常任) 柴田 建司 会計管理者 井上 明美

事務局長 井尻 浩史

総務課長 辻 博文

事業課長 小寺 博

事業課長補佐 西山 卓夫

事業課 係長 野口 純平

総務課 主事 小畑 大輔

議 長 皆様こんにちは。

令和5年第1回船井郡衛生管理組合議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様には定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

只今の、出席議員は、8名です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番山内守議員、8番東まさ子議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

西村管理者。

管理者 議員の皆様こんにちは。

本日、令和5年第1回船井郡衛生管理組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはそれぞれ構成市町の3月議会や年度末何かとお忙しいところ、繰り合わせご参集賜り誠にありがとうございます。

議員各位には、平素より当組合事業の運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに改めて厚くお礼申し上げます。

さて冒頭ではございますが、ご承知のとおり世界中の行動・活動・経済状況を一変させた新型コロナウイルス感染症は、はや3年を超え、現在第8波での感染者数は全国の都道府県で減少傾向となっており、国では5月に感染法上の位置づけを「5類」へ移行する方針が決定されたところでございます。

また加えてロシアによるウクライナ侵攻や世界的な物価高さらには記録的な円安などに見舞われ、今も社会生活への甚大な影響が続いている状況でございます。そのような状況の中エッセンシャルワーカーとして、住民生活に欠かすことのできない当組合業務におきましては、引き続き基本的な感染防止対策を講じながら業務推進を図り、住民生活の安心につなげていくことが重要であると認識しております。

それでは、先の12月定例会以降の動向につきまして、ご報告申し上げます。

まず、昨年暮れのごみの収集業務につきましては、通常の収集計画では12月27日で収集業務を終了する予定となっておりますが、住民生活への影響を考慮し、積替え保管施設の地元川辺地域のご理解もいただき、予定を変更して家庭ごみ及び事業系ごみを30日まで収集をさせていただいたところでございます。

またご承知のとおり、令和2年度からごみ焼却処分につきましては、三重県伊賀市内の民間施設であります三重中央開発株式会社へ委託しております。2月2日には、処分先である伊賀市におきまして、地元の役員の皆様方も出席される中、事前協議会が開催され、当組合のごみ処理の現状や今後の計画等についてヒアリングを受け、今後3年間

の受け入れに向け、引き続き処分させていただけるよう協議を行ったところでございます。

併せまして、平成 31 年からお世話になっております亀岡市におきましても、引き続き処分先として委託するべく協議を重ね、3 月 1 日次年度の受け入れの承認を頂いたところでございます。

次に新火葬場建設事業につきましては、昨年 11 月に南丹市都市計画火葬場事業認可を取得し、現在建設事業に係ります用地地権者及び補償物件所有者との用地取得及び物件補償についての交渉を進めているところでございます。今後も慎重かつ丁寧な交渉を行い、ご理解ご協力いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。併せて、進入路となります市道火葬場線の拡幅に向け、南丹市所管部署と締結した協定書に基づき取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に 1 月 10 日、2 月 15 日当組合監査委員によります、例月出納検査を実施いただき、毎月の出納状況をはじめ、当組合事業運営状況など詳細な検査をいただき、ご指導を賜ったところでございます。

次に 2 月 11 日当組合人事計画に基づき、職員採用試験を実施いたしました。適正試験、作文試験、面接試験を行い厳正な審査の結果、3 月 10 日、8 名の合格者に合格通知を行い、併せて合格者に対して、4 月 1 日より勤務いただく意思を確認させていただいたところでございます。今後は、当組合職員として環境行政の先導として、組合業務に精励いただきたいと考えております。

次に 2 月 13 日に京都府が主催されます「第 4 回ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」が開催され、京都府ごみ処理広域化計画の概要及び素案について検討を行いました。

また同日、職員研修といたしまして、「生活習慣病にご用心！将来の体は今からつく

る」をテーマに保健師による「出前健康講座」を受講し、食事、飲酒、運動、喫煙、休養の5つの生活習慣について、自身の生活を振り返りながら学習いたしました。職員一人一人の健康意識の向上や日常的・継続的に取り組める健康活動が活気のある明るい職場づくりにつながることを再認識し、今後も健康意識の高い職場づくりに努めてまいりたいと存じます。併せて2月27日には職員研修といたしまして、「お互いを活かすための人権」をテーマに人権研修を実施いたしました。小さな歩みを見つけようという視点で、働き方と生きがい・コミュニケーション、表現と人権・ハラスメント、働き方・その人らしさ、部落差別や障害者差別など職場での人権に関する気づきを学習いたしました。今後も日頃からお互いを尊重し合える職場づくり、人権意識の高い職場づくりを目指し、引き続き研修を深めてまいりたいと存じます。

次に2月14日当組合議会し尿ごみ等常任委員会を開催いただき、当組合でそれぞれ取り組んでおります事業の中で、現在使用しておりますビニール類収集袋につきまして、今後、袋の安定供給を図るため、ひも付き片方締めタイプから国内生産品のレジ袋タイプへの変更へ、また、今日まで50キログラムまで無料としておりましたごみの直接搬入に係る新たな手数料について、また併せて運営しております火葬場の管外使用手数料の変更など当組合の今後の方針につきまして、十分な周知を図ったうえでの施行など、様々慎重審議を賜ったところでございます。組合といたしましても、丁寧な説明と十分な周知を図った上での対応に努めてまいりたいと存じます。

以上が先の定例会以降の取り組み状況でございます。

本日の定例会は、令和5年度の構成市町の賦課金・一般会計予算案・廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正など、議案9件と大変多くの議案について審議いただきますが、何卒ご承認賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告とさせていただきます。

議 長 次に日程第4 議員提出議案第1号、「船井郡衛生管理組合議会個人情報保護条

例の制定について」を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議員提出議案第1号、朗読)

議長 議案の朗読が終わりましたので、提出者から提案理由の説明を求めます。

吉田尋子議員。

吉田議員 只今、上程いただきました議員提出議案第1号、船井郡衛生管理組合議会個人情報保護条例の制定について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱い等に関する全国共通ルールが設定され、地方公共団体の個人情報保護制度は令和5年4月1日から法の適用を受けることになりましたが、議会については適用対象から除かれておりますので、組合の執行機関と議会が保有する個人情報の取扱いに差異が生じないように条例を制定するものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

議員 (質疑なしの声)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はございませんか。討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議員提出議案第1号、「船井郡衛生管理組合議会個人情報保護条例の制定について」は、原案のとおり決すること賛成の方の挙手を求めます。

議員 (挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第1号、「船井郡衛生管理組合個人情報保護法施行条例の制定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第1号、朗読)

議長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第1号、船井郡衛生管理組合個人情報保護法施行条例の制定について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

これまで個人情報の取扱いは、それぞれの機関を対象とした法律や条例により別々に規定されておりましたが、令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法律に関する法律の成立により個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで別々であった規定が一本化されることにより、令和5年4月からは、改正法の規定が全国共通ルールとして、当組合にも適用されることとなります。

については、現在の船井郡衛生管理組合個人情報保護条例を令和5年3月末で廃止とし、改正法で委任された条例を制定するものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

東議員 今管理者の方から説明をいただきました。その中にありますよう

に令和3年5月のデジタル社会の形成を図るための関係法に関する法律の成立により、個人情報の保護に関する法律が改正され、別々であった規定が一本化されることにより令和5年4月から改正法の規定が全国共通ルートとして当組合にも適応されることになったということでありました。

今、船井郡衛生管理組合の個人情報保護条例を見させていただいておりますが、この条例と国の決めました個人情報保護条例との違いというか、また国の保護条例を満たしていく内容というか、ご説明をお願いします。

井尻事務局長 東議員のご質問をお答えさせていただきます。現行の個人情報保護法に関する条例でございますけれども、内容といたしましては大きく変わることはないと思っておりますが、罰則規定等がかなり厳しいものになっております。今後はマイナンバーの関係の活用等を予定しております。そういったことにも対応していく中で、適正な個人情報保護をしていくうえでの今回の条例改正が必要と考えております。

東議員 答弁を頂きました。組合で作ってきた個人情報保護条例をいろいろと積み上げてきたものがあると思いますが、それを国の元に一本化するとなりますと条例の制定権とかそういうものが軽視されるということになるのではないかと思います。組合の個人情報そのものが制限されるのではないかと感じておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

議長 ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はございませんか。討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第1号、「船井郡衛生管理組合個人情報保護法施行条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議員 (挙手)

議長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第2号、「船井郡衛生管理組合情報公開・個人情報保護運営審査会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第2号、朗読)

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第 2 号、船井郡衛生管理組合情報公開・個人情報保護運営審査会条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 51 条の規定による個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ規定を整備するほか、船井郡衛生管理組合議会個人情報保護条例に基づく調査審議等について、この審査会の対象とするため改正するものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

議 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はございませんか。討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 2 号、「船井郡衛生管理組合情報公開・個人情報保護運営審査会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員 (挙手)

議 長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 3 号、「船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第3号、朗読)

議長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第3号、船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和4年度人事院勧告に準じた一般職の職員の給与改定を行ったことにより、併せて本組合の会計年度任用職員の給料表を改正しようとするものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、ございませんか。

東議員 新旧対照表の給料表を見させていただいておりますが等級19号のところ、それまでは4000円程増額となっておりますけど、19号のところから減額になっておりますけど、これはどういう事なのかお伺いいたします。

井尻事務局長 東議員のご質問にお答えいたします。今ご質問があった内容ですが、本組合は会計年度任用職員につきましては、多くは一般職員から再任用職員を経て会計年度任用職員となっております。

その中で給料表の号給に位置づける際、特殊な業務であるため、これまでの業務経験を考慮する必要がございます。変更条例におきましては、行政職給料表の1級を例といたしまして、経験度合いを加味いたしまして給料表を作成しております、本組合のオリジナルの給料表になっておるのが現行の表でございます。

今回これを国に準じた給料表に改めることで、一般職員と同様に人事院勧告による給料体制を適正に反映させることが可能となってまいります。

先ほどおっしゃっておられました給料が今回改正後には、減額になるというようなご指摘をいただいております。これにつきましては、給料表を今までは、オリジナルといえますか加工しておったというのがございまして、それを純粋な給料表に変更することと合わせまして、適正な運用のために条例の給料表を改定整理したい。内容を適正に運用することによりまして業務経験を踏まえた給与の適正化を図るということでありまして、減額になる職員はいないという形での運用をしたいと考えております。

議 長 ほかに質疑は、ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はございませんか。討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第3号、「船井郡衛生管理組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員 (挙手)

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第4号、「船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第4号、朗読)

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第4号、船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

ます。

処理区域外の一般廃棄物の処理における処理費用及び承認手数料は、現在、「船井郡衛生管理組合処理区域外一般廃棄物処分に関する要綱」により規定しているところではありますが、当該条例により規定することで、より明確化を図り、適正な徴収を行うため改正を行うものであります。

一般廃棄物収集処理手数料の改正については、住民の皆様からご要望をいただいております、ビニール類収集袋の中袋を新たに追加することに伴い、手数料の設定を行うものであり、また昨今増加傾向にある、ごみの直接搬入について、ごみの減量化や分別の適正化を進める上で、一般廃棄物の処理につきましては原則、受益者負担とすることが公平で合理的であると判断し、京都府内の各自治体における対応も踏まえ、今まで無料であった50kg以下の処理手数料の有料化を実施するものであります。

当組合におきましても、今後とも更に廃棄物の資源循環や、ごみの減量及び処理経費の削減に努めて参りたいと考えております。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木村議員 いくつかありますが、一つ質問させていただきます。

最初説明していただきましたように、処理区域外の一般廃棄物の処理についてこれを要綱で規定していたものを格上げするということですので、新旧対照表の1ページのところに新たに第11条と12条新設をいただいております。要綱自体はおそらくこの部分だけをピックアップして条例に昇格させたのだと思いますが、ここを特にしなければならなかった理由とそれと要綱を残した部分を切っておりますが、それは条例まで引き上げる必要ないのかどうか、しっかりと確認できていないので、ご説明していただいた

らうれしいです。

井尻事務局長 木村議員の質問にお答えしたいと思います。まず処理区域外の一般廃棄物の処理手数料の関係でございますが、木村議員ご指摘の通り要綱に定めをしておりました。それを条例の方に規定をしていくということでこれはいわゆる手数料を負担していただき徴取していくということでございますので、やはり条例で定めるのが適正なのではないかと以前から検討して参りました。今回これを条例に規定することによって、明確な金額が対外的にも周知していけるものと考えてございます。ほかの要綱にある部分につきましては、金額等は規定をしておりませんので今のところこの部分だけを条例の方に規定することによって十分運用が適正なものであらうと考えております。

木村議員 別のところですが、新旧対照表の3ページ、ここで改正した部分は再資源化物の中袋も設けるということで、これの改正は4月1日からということですが、中袋の対応については大の袋の生産の問題とも関係してくると思いますが、4月の改正で実際中袋が手にわたるのは4月1日からというのは難しいと想像しますが、そのあたりの見込みを教えてくださいたいです。また、我々は事前に委員会でお話を伺っていますが、住民の皆さんは初めて知られるということで、どのような周知を予定されているのかお伺いいたします。

井尻事務局長 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず中サイズの袋についてですが、この条例ですが附則のほうに記載をさせていただいておりますが、中型の袋につきましては令和5年8月1日から金額手数料については設定いたしておるところでございます。やはり住民の方に周知する期間が重要なところでございまして、選択肢が増えるということでメリットは大きいとは思いますが、初めての形の袋ということもありますので、住民の方が戸惑うようなことのないよう周知活動を行ってまいりたいと考えております。こちらのほうで考えておりますのは各市町が

配布しておりますお知らせ版、京丹波町さんは月 1 回広報の際にお知らせのページがあるかと思えます。南丹市は第 2、第 4 金曜日になっておりますお知らせが発行されております、そちらのほうに掲載をし周知を図っていきたいということと併せまして、当組合のホームページにも掲載をしていきたいと思えます。CATV のほうでも広報していきたいと考えておるところでございます。併せまして、販売店さんの方も新しい形の袋が出てくるとうことでございますので、販売店さんにつきましては市町の担当部署と連携を取りまして、販売店さんのほうにも周知を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

森田議員 火災に伴う一般廃棄物の処理についてですが、火災に伴う区域内的の火災については、一人暮らしの方で火災に遭われて困ったことに亡くなられた場合、申請するのは親戚の方で区域外の方が申請される場合はどのように取り扱っていただけるのか伺いたします。

井尻事務局長 森田議員のご質問にお答えいたします。

今いただきました火災の際の廃棄物でございますけども、罹災された方がこの管内におられる方になりますし、当然その一般廃棄物の処理となりますので、他の管外のご親戚の方が申請される場合、消防署の証明書がありますので、それを付けていただいて申請という形になりますので、金額に差異はございません。以上でございます。

東議員 新旧対照表の船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃業務に関する条例の一部を改正する条例ということで。第 7 条の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理が改正後はなくなっているのですが、これはいいのかお聞きしたいと思います。

井尻事務局長 今のご質問の第 7 条の事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理がなくなっておるということですが、今回そのあたりも集約しておりまして、第 5 条のほうに集約をし、5 条で対応していくということで考えております。

木村議員 直接搬入の部分で今回改正がありました。提案説明にもありましたように公平性、合理性を考えたことだと言われましたが、新旧対照表の読み方なのですが、直接搬入で従来事業系のみで家庭系は無料でした、これが今回家庭系の搬入量 50 kg 以下については 900 円にしますという規定になっております。これは近隣都市と比較して区分けが 50 kg 以下ですよ、段階分けしていないように読めます。家庭系については階段をなしにして一律 900 円と読めますが、それでいいのかと、その下の多 A、多 B についてどのように理解したらいいのか区分の説明と併せてお願いしたいと思います。

井尻事務局長 木村議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず 900 円の設定でございます。50 kg 以下については 900 円、50 kg でも 900 円ということでございます。これにつきましては多量のごみを前提に持ち込みをしておるということで一定 50 kg までのごみということでございまして他の近隣自治体の手数料を踏まえまして設定をさせていただいておりますし、事業系の積算等を踏まえまして設定をしておると、袋の通常の回収によって手数料を払っていただいております等の費用負担についても考慮しております。京都市さんの方も今度から上げられるそうですが、処分費等も上がってきておるということでございます。多 A、多 B という表記でございますが、多 A は通常の搬入されたごみですが、多 B につきましては大型のごみでございます。いわゆる処分に手間、費用が掛かるというようなごみについては多 B を適用することになっております。

木村議員 まず家庭系のごみの直接搬入 50 kg 以下の部分について、近隣都市特に亀岡市さんを見ますと、指定袋で搬入をされているということで、それで一定の料金はかかっていますが、指定袋以外の搬入は 10 kg で 180 円とされていますので、量が増えれば料金が高くなるという計算になるのでその意味では規定のしかたが異なるのですが、もう少し細かい区分けができそうなことが想像ができます。逆にいうと今回のご提案の部分

でいうと 50 kg以下、10 kgであっても 20 kgであっても 900 円という規定は抑制効果を発揮しようという意味では、これでいいのかもしれませんが、市民の皆さんの納得がしっくりといただけるかどうかは少し心配な部分もしますので、その辺の対応をお聞かせいただきたいと思います。

多 A、多 B の比較で新旧でアンダーラインを引っ張ってあるのは改正後で家庭系の搬入量の 10 kg以下を入れたから全部アンダーラインを引いたということで、特に多 A、多 B を変更したわけではないということでしょうか。その部分を全く誤解しておりまして、この部分も変わったのかと思っておりましたが、ないということでは理解していいのか併せてお願いいたします。

井尻事務局長 ご質問にお答えさせていただきます。

細かく料金設定をした方がいいのではないかとご指摘をいただいております。繰り返しのことになってしまいますけど、あくまでも持ち込みの直接搬入のごみにつきましては、多量のごみを受け入れるための制度でございまして 50 kg近いものが多量となって参りますので木村議員さんの言われましたとおり、一定少量のごみを持ち込まれる方は抑制していきたいというのがこちらの考えでございます。よって多量のごみを対象として受け入れるということでございますので、50 kg以下一律 900 円という形をとらせていただいております。

それからアンダーラインの修正箇所でございますが、おっしゃるとおり変わっていないということでございます。

木村議員 家庭系の 50 kg以下の抑制効果は理解しましたが、無料からいきなり 900 円になってしまいますが、これは十分周知する必要があるとしまして、それについての手当について見込みはどうか払うときはどうなのかもお聞きしたいのでお願いいたします。

井尻事務局長 今まで無料であったものが 900 円という料金になりますので周知につき

ましては今回条例の方にも記載しておりますし、規則の方にも記載しておりますが持ち込みの料金につきましては施行時期を10月としております。その半年間を周知期間としております。その間ですけれどもホームページ、各市町のお知らせ版、CATV、また来場者の方にチラシ配布をする予定をしております。併せまして看板を設置いたしまして、広報活動に努めたいと考えております。それと合わせましてごみの正しい出し方と分け方というマニュアルを配布しておりますが、それをこの期日までに改定をいたしましてそこに十分わかりやすく記載をすることで周知を図ってまいりたいと考えております。

吉田議員 今周知の方法について求めましたが、今まで無料で近くの方が持ち込めたのが、それを周知していく中でサービスの低下ととられるのではなく、公平性の担保ということをしっかり理解していただける周知の仕方をしないと、サービスが悪くなったと市民の思いに繋がりそうに思うのでそのあたりについてはしっかりとお伝え願えたらありがたいなと思います。公平性の担保からいうと、委員会でも話が出ましたので同意するところですが、急に大きな差異になりますので十分注意を払っていただきたいと思います。

井尻事務局長 吉田議員のご質問にお答えをさせていただきます。大変貴重なご意見をいただきありがとうございます。私どもの方もこれはそのように認識をいたしておりまして、お配りするビラあるいはご案内する文章については十分に精査、吟味いたしましてご理解いただけるような内容で周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論はございませんか。

議員 (討論なしの声)

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第4号、「船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員 (挙手)

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第5号、「船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第5号、朗読)

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第5号、船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

当組合火葬場の使用手数料については、平成18年から改正されておらず、老朽化による定期的な修繕に加え、緊急的な修繕も頻発している状況であり、また、昨今の光熱費等の急激な物価高騰等を鑑み、近隣の火葬場の状況等を精査した上で、今後の施設の維持管理等を見据えた適正な手数料に改正を行うものであります。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

議 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はございませんか。

議 員 (討論なしの声)

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第 5 号、「船井郡衛生管理組合火葬場の設置及び使用料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員 (挙手)

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 6 号、「令和 4 年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第 3 号)について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第 6 号、朗読)

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第 6 号、令和 4 年度船井郡衛生管理組合一般会計補正予算(第 3 号)について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費見込の確定などによる減額及び各基金への積立等に伴う補正をお願いしようとするものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,180 万円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ 17 億 9,980 万円にするとともに、翌年度に繰り越して使用できる経費として繰越明許費 9,320 万 8 千円を計上しているものであります。

歳出については、2 款、総務費、1 項総務費 1 万 3 千円の追加は、財政調整基金の積立であります。

次に、3 款、衛生費、第 1 項、衛生費の 2,178 万 7 千円の追加は、それぞれ、主なも

のとして1目、清掃総務費で一般廃棄物処理基本計画策定業務等委託料100万円の減額及び廃棄物処理施設建設等基金の積立に8,313万7千円の追加であります。

次に、2目 塵芥処理費で可燃ごみ収集委託料260万円、焼却処分委託料で600万円、燃料費370万円、収集車両購入費760万円の減額などであります。

次に、3目 リサイクル処理費で塩化ビニール類処分委託料400万円、金属類等分別処分委託料430万円の減額などあります。

次に、4目 し尿処理費2,620万円の減額は、施設定期点検委託料460万円の減額、更に、し尿収集委託料780万円、脱水作業委託料340万円、光熱水費500万円など処理量減等による、見込額の減額及び施設整備工事費270万円の減額などあります。

次に、5目 火葬場費で燃料費40万円の増額、新火葬場建設事業費の組み替えであります。

続きまして、歳入につきましてはこれら支出の財源として、2款、使用料及び手数料、1目、衛生手数料で、汲取券販売料の見込、事業系・多量一般廃棄物処理手数料、火葬場使用料の見込みなどで1,824万円の増額であります。

3款、財産収入は、各基金の運用利子で10万9千円の追加であります。

5款 繰越金は、前年度繰越金1,131万6千円の追加であります。

6款 諸収入は、ペットボトル、アルミ、段ボール、雑がみの売却代の増額及びし尿処理業務受託事業収入等で786万5千円の減額であります。

また、繰越明許費として、新火葬場整備事業7,956万8千円については、コロナ禍において用地買収等に不測の期間を要したため、塵芥車購入費1,364万円については、流通の乱れ及び半導体等の不足により年度内に納車が見込めないため繰越措置をとるものです。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木村議員 事項別明細書の6ページの歳入のところ、衛生手数料が1,800万円ほどの増額補正をされておりますけれども、さまざまな手数料で減額の部分もありますが、販売手数料等個々に増加の部分でトータル1,800万円の増額補正ですが、これの背景、分析とかどのような状況を元にこのようになっているのか、来年度予算の問題にも絡んでくるのかもしれませんが、傾向として引き続いていくような性格のものなのかも併せてお伺いしたいと思います。

井尻事務局長 木村議員のご質問のお答えをいたします。手数料の動向でございますが、基本的にごみの量は減っているのではないかと考えております。これは人口減でございます。ただ、この汲取券であったり可燃ごみ収集袋販売等、住民の方に購入していただくものがございますが、それで手数料の収入を得ていますが、ある程度まとめ買いをされたりする場合がございますし、手数料の増減には波がございます。これがずっと続いていくとは見ていないというところでございます。一定動向はサイクルでやってくるような状況でありまして、多いときもございますし、少なくなるときもあるということですが、全体的にはやはり人口が減っていく中で長期的には減っていきますし、ごみの量も少なくなっていくという風に思慮しているところであります。

木村議員 了解しました。続きまして歳出の関係でこれは9ページのところになりますけれども、3款衛生費の塵芥処理費、リサイクル処理費、し尿処理費のいずれも委託料の大きな減がありまして、この3目で6,000万円ほどの減額補正になっております。これの背景をどのように見ておられるのかお伺いいたします。

井尻事務局長 ご質問にお答えをいたしたいと思っております。

歳出につきましては、おっしゃっていただいたように委託料でございますけれども、ごみの処理等それぞれ委託をしておるわけですが、ごみの量が減ってきておる関係でそれが反映されておるということでございまして、先ほどと同じような答弁になりますけれども、だんだんごみの量が減ってきておるといのが実際でございます。逆に言いますと住民の方が適正にごみを分別し搬出していただいているのがひとつの原因かとも思いますが、全体的にはごみの量が減ってきていることが原因かと思うところであります。

木村議員 ありがとうございます。人口減それからごみの適正な処理の中で委託料が減ってきていると理解できました。先ほどの歳入手数料の1,800万円と歳出で6,000万円近くの歳出の減の部分がちょうど歳出の清掃総務費で基金積み立ての8,300万円を捻出してきたのかと読み取れます。その点でいきますと当然基金としては廃棄物処理施設建設等基金にあたるのかは分かりませんが、恐らく廃棄物処理施設の建設のための基金等に、これは多額の費用が動くことが見込まれますので意識的に積み立てをすべき部分だとは思っておりますけれども、今回の基金積み立ての考え方についてお尋ねしたいと思います。

井尻事務局長 木村議員のご質問のお答えいたします。

ご指摘をいただいております通りでございまして、歳入歳出のバランスによりましてこういった形になっておりますけれども、先ほど申し上げておりませんが、当然経常経費の削減も努めております。そういったことでこういった形になっております。そして基金の積み立ての考え方でございますが、これにつきましてはご存じのように、ごみ処理施設を一緒にしようという状況の中で今後こういった形で進めていくかということの検討を重ねておる最中でございまして、当然近い将来実現に向けて資金が少ないというのは明らかな事実でございます。また、新火葬場の関係におきましても、基金が非常

に貴重でございまして、それにも当然必要になってまいります。そういったことでそのあたりを十分踏まえまして経常経費削減に努めまして積み立てをしてまいりたいというのが当組合の考えでございます。

柴田副管理者 ただいまの木村議員のご質問の中で廃棄物処理施設建設等基金の積み立てにつきまして事務局長が申し上げましたとおり、新火葬場の建設に財源としてもっていくもの、それからごみ処理施設については大変多額の費用がかかるであろうと予測されます。これにつきましては少しでも負担を軽減するためには民間施設の活用というのも大きくはこの中に取り入れていかないと、なかなか組合の予算だけでは困難なことであるという風に考えておりますので、今後のごみ処理の在り方を検討会の中でも十分に組みながら検討してまいりたいと考えております。

西村管理者 ご承知のように現在船井郡衛生管理組合では、家庭ごみについての独自の処理の手段を持ち合わせていないという事で、周りをお願いしたり、遠方の民間会社にお世話になっておる状況でございます。今、副管理者からもありましたように、これからどうしていくのかについては、一つは京都府で広域的な枠組みを検討されております。しかし京都府の立場といたしまして明確に指示を出していくとか結論を出していくよりも、色々熟慮をしていく検討の一つの材料を示していくような緩やかに誘導していくようなそんなレベルではないかと思えますし、それから京丹波町長さんも私も特に心配しておりますのは、二つの町の財政が非常に楽ではないという中で多額をなかなか負担できない中で、民間も視野にと言うのはこれは環境省の方も民間もあり得ますよと、こう言ってきた、一つの町でそれぞれ自前に施設を持つのでは無くて、広域的にやりなさい、更に広域的な取り組みの中でも民間も視野に入れなさいというような指針も出ておるところでございます。これはごみの行政については自治体固有の事務であるということとを一方では踏まえつつ、一方では国の今後の大きな方針も見極めながら今のところ絶

対これでやるという事では無くて、それぞれの町の身の丈に合った取り組みの仕方をしていかないと財政が破綻していくという状況も踏まえていきたいという風に思いますし、そういった意味では一定方向性が示されればごみの処理場ってというのは、2年や3年でできるようなものではないです。やはり5年10年かかって完成をするとそれだけの手続きなり、地元のご了解を得る時間もかかるわけでございますし、一定の方向付けされた暁にはそれぞれの町の身の丈に合った負担計画を立てていきたいと思いますが、現在の所こういう風に事務費の削減などいろんな意味でうまく浮いたお金については、コツコツと貯めながら、方向が出たら一市一町、ひよっとしたら亀岡も入る可能性もゼロとは言えませんので、よく相談しながら持続可能なごみ処理行政をしていけたらと思いますので、その暁には一つご協力よろしくお願い申し上げます。

木村議員 これからの方向についても来年の予算の問題の中でも絡む問題となりますので、この程度にしときますけど、今基金のことでいうと一つは廃棄物処理施設建設等基金という事で、新ごみ焼却場なり、新プラントになると思いますし、それは新火葬場についても手当をしていくと言う事でご説明あったと思いますけども、4年度末の基金残高の見込みをお教えいただきたいのと財調基金もどの程度の基金残高なのか、この2点お尋ねしたいと思います。

井尻事務局長 まず廃棄物処理施設建設等基金の令和4年度末の見込額ですが1,107,441千円でございます。財政調整基金にございましては、137,874千円でございます。

木戸議員 繰越明許費について質問させていただきます。

まず塵芥車購入費13,640千円の入ってこない可能性がございますけど見通し的にはどうなるのですか。

井尻事務局長 木戸議員の質問にお答えさせていただきます。

繰越をお願いしております車両でございますけれど、4トンのパッカー車でございま

す。今年度は2台のパッカー車を更新する予定をしております、2トンと4トンの2台を予定させていただいております。

2トンにつきましては、今年の3月末に納車を予定しております。4トンのほうが今回の対象車両でございます、先ほど提案理由にございましたように物品の調達がなかなか整わない、納車できないとメーカーからお伝えさせていただいております、6月ぐらいには納車ができると聞いておりますので、できるだけ早く納車ができるようメーカーのほうにも腰を動かさせていただいております。

木戸議員 お答えありがとうございます。もう一点新火葬場整備事業の79,568千円、これについては、説明にコロナ禍において用地買収等に不測の期間を要したためとのことで、予算執行ができなかったということございますけど、できなかったことにより、火葬場建設事業について何らかの影響があるのか、無いのかを、今まで通り計画通り進めることができるのか、それともこれができなかったことにより、遅れるということはいかがですか。

井尻事務局長 只今ご質問にお答えいたします。木戸議員がおっしゃっていた通り、コロナウイルスの感染症の影響におきましては、境界の立ち合いとかですね、あるいは用地の測量の敷地内に入る事がままならないということがおきておりました、いわゆる用地測量が遅れておるという状況でございます。この状況が火葬場建設事業のスケジュールに影響があったかというご質問でございますけれども、それにつきましては影響がございます。若干のスケジュール修正をしていかないと思っております。今後用地の立ち合いのお話していただいております中で、協力的にお話をいただいておりますので、こちらも丁寧な説明を続けさせていただきまして、できるだけ早く用地の取得を行い、まず市道の工事から入って参りたいという風に考えておりました、少しでも遅れを取り戻してまいりたい、努力していきたいと考えております。

木戸議員 ありがとうございます。少しは影響あるとのことでございましたけど、心配する所は用地買収が順調にいくのかいかないのか、それが今後の前進に大きく影響すると思いますので、見通しでいいんですけれどその状況についてはいかがですか。

柴田副管理者 ただいまのご質問でございます。工程的には今まで公表しておりますが令和8年度に完成という工程でしております。コロナ禍の中で影響が出てまいりまして、本来ですと令和4年で用地買収を完了して、本年度に工事に入ると予定しておりましたけど、今事務局長が申しましたように遅れが出てきておる。ただ用地の交渉に随時入らしていただいておりますけれども、協力的なご意見をいただいておりますので、一切非協力的ではないと言うところは現実でございます、遅れを取り戻すべく丁寧に説明してご理解ご協力いただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

西村管理者 火葬場に至る市道火葬場線の拡幅工事、そして本体工事という事で、特に隣に福祉法人がございます。一定の役員の交代とか、あるいは理事会の開催とかそういったタイミングで最終的に了解をいただいて調印ができるという事ですが、内容的にはご理解をほぼいただけたという風に思っております。他、民間の土地もございますがご理解協力を示していただいておりますので、一定のタイミングできちんと整理できる見通しを現在持つておるところでございます。

木戸議員 ありがとうございます。なぜこのような質問しましたかという、数日前に亀岡の境界確定ができないという事で遅れるという事で、この南丹市の京丹波としては、ほんとに一緒にやったらそんなことはなかったと思います。残念の一言に尽きます。亀岡がこないことで8基から4基変更されたという事で、今お話しを聞きますと了解は得てるというところでございますので、コロナが全くないという事はありませんのでできるだけ気を付けながら、できるだけ早くできるように取り組んでいただきたいと、市民の方、かなりの方がご期待をされておりますことを、よくお聞きしますので大変な事務

的な処理をしていただかなければと思いますけど、宜しくお願い致します。

東議員 基本的なことで申し訳ございません。繰越明許の新火葬場の関係ですけど、79,568千円なんですけど、これは今用地買収の件での色々お取り組み頂いているという事であります。金額っていうのは、これで全て物件補償も含めてこれで行けるかどうかお聞きしときたいと思います。

井尻事務局長 東議員のご質問にお答えさせていただきます。79,568千円という金額でございますが、これは、一部でございます。時間が立つ中で土地の価格等の精査を再評価をしたいと、そういった作業もしておりますので、用地の測量も一応その作業終わりました、今机上で図面を作成しておるという状況でございます、それで面積が確定いたしますときちんとした数字も出るんですけど、物件移転補償の関係もございまして、これから精査をしていく時期でございますので、これにプラスアルファ現年分も来年度予算の分等も考慮した形で考えておるという事です。

議 長 ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論はございませんか。

議 員 (討論なしの声)

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第6号、「令和4年度船井郡衛生管理組合一般計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員 (挙手)

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第7号、「令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第7号、朗読)

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第7号、令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

南丹市と京丹波町にご負担いただきます賦課金につきましては、使用料及び手数料と併せて、本組合の基本財源であります。

賦課方法につきましては、基本的な考え方は、昨年度と同様、可燃ごみ、資源ごみ、生活排水等、業務別にかかる経費を元に、その処分量による按分、また、下水処理施設の管理業務分につきましては施設ごとの経費、事業計画を設けさせていただき、組合施設の維持、事務経費と同様に均等按分により算定させていただきました。

その結果、新年度の賦課総額は、南丹市7億1,429万4千円、京丹波町4億1,322万1千円、合計11億2,751万5千円となり、昨年度と比べ8,773万8千円の増額となりました。

構成市町の厳しい財政状況を十分認識させていただく中で更なる経費節減と効率的な組合運営に努めてまいり所存でありますので、構成市町のご理解とご協力をお願い申し上げます。

何卒、ご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入るわけですが、暫時休憩をいたします。休憩中に、事務局から本件につきまして、添付資料により詳細説明をさせます。

事務局長 (議案第7号、詳細説明)

議 長 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由説明及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木村議員 説明資料を局長の方から説明していただいた部分で中身の確認ですが、賦課総額及び賦課方法の表がございますけど、この中で資源ごみで処理処分という事で△9,987千円これは処分して売却の代金という理解でよかったのかお尋ねしたいと思います。

井尻事務局長 木村議員の質問にお答えさせていただきます。

このマイナスの9,987千円処理処分の金額につきましては、条例で定めております市また町からの収集量に応じた負担金でございます。それと今回実績等を踏まえまして、来年度予算で計上いたしております、手数料見込額と条例の金額で算出した手数料見込み額と、若干処理費がいろんな経過を踏まえまして少し安くなってきておる部分がございます。ビニール類とかそういった部分の差ができてきておりまして、これは長年この金額単価で算出しておりますが、適正な算出はしておりますが、負担の関係とかという事がございまして単価が色々変わってきておる中でばらつきがございまして、去年はプラスまた今年はマイナスになっております。来年は、プラスになるかもしれないというなかで、条例の手数料の改正をすると混乱が生じるのではないかというところで、今後プラごみの一括回収の手数料が上がる可能性がございますし、様子を見ておると言う所で処理単価と負担金を頂いているのに差額が出てきていると言う風にご理解頂けたらありがたいです。

木村議員 ありがとうございます。中々素人には分かりづらい内容かと思いますがとりあえずそれで受け止めておきます。それでですね、最後の賦課分担金の比較表で、構成市町でそれぞれトータルの金額と増額分まで含めた表ですけれども、ボリュームの部分で

いうと南丹市と京丹波町 7 億対 4 億に対して増分が、4 千 8 百とですね 3 千 9 百、少しこのトータルのバランスと増額のバランスが、こういう事も起こりうるでしょけど、果たして構成市町に説明が十分付けられるのかどうか少し懸念いたします。逆に京丹波町議会からなんでやねんと言う声も出かねないのかなと思うんですがその点ご説明願います。

井尻事務局長 只今のご質問にお答えします。市町の担当者にはご説明さしていただいて、連携を取ってご説明をさせていただいておりますが、バランスといいますが、対前年度比という形になっておりまして、例えば南丹市がその年増加しますと、当然京丹波町さんは下がるという、天秤のような割合でなっております、前年度対比で増額、増減率も出しておりますので、その辺のバランスが金額があれなんです、来年度 5 年の賦課金の金額のボリュームとして比較しますと、アンバランスに思われますが、昨年と今年度の金額が違いますので、バランスが上がったり下がったりするものでございまして、数字的にはアンバランスのように算出になっておりますけど、適正に算出さしていただいて費用負担のほうをさしていただいておりますので、その辺十分にご説明はさせていただいております。合わせまして、経費削減についても十分にやっていくということでご理解いただきたいと思っております。

木村議員 増減がありますので、増えたり減ったりということは、当然ありますので、その積算根拠になったのがその前のページの表ですね。家電ごみなり資源ごみなり生活排水なり、これは実績に基づいての案分比率からなっておりますし、均等割の部分もありますけど、按分比率で出た結果からそれぞれの市町の増の部分が出たということは京丹波町内の可燃ごみ、資源ごみ、生活排水の状況からそのようになっている説明もしなければならぬのかと思います。そういう説明をするようなものなのではないのでしょうか、そうではないのでしょうか。

井尻事務局長 今ご指摘いただいた通りでございます。やはり市町によりまして、ごみの量も違いますし、汲み取り関係では、収集距離が違っておりますので、それによって算出表の中で金額が実績に基づいて算出されるということでございますので、実績による算出でございますので市町によって若干特色が出てきているのは間違いないですし、汲み取りが多い京丹波町さんの生活排水の割合も高くなってということで、合わせまして算出となっておりますので、その辺りは適正に算出をさせていただいていると思います。

東議員 この構成市町別算出表ですけど按分係数というのが今説明いただいた令和3年度、実績に基づいて出した計算となりますか。

井尻事務局長 その通りでございます。

議長 ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論はございませんか。

議員 (討論なしの声)

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第7号、「令和5年度船井郡衛生管理組合賦課金の賦課総額及び賦課方法について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議員 (挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第8号、「令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計予算について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 (議案第8号、朗読)

議 長 議案の朗読が終わりましたので、管理者から提案理由の説明を求めます。

西村管理者。

管理者 只今、上程いただきました議案第8号、令和5年度 船井郡衛生管理組合一般会計予算（案）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

衛生管理組合の業務につきましては、日常の住民生活に直接かかわるもので一日も欠かすことのできない業務であり、さらに近年においては、環境問題の解決に向けた廃棄物の資源循環等の取り組みについても関心が高いものとなっております。

そうした中、本組合といたしましても、南丹市や京丹波町と緊密な連携を図り、合理化事業計画に基づき経費等の見直しに努め、持続的かつ効率的な組合運営を進めていく所存であります。

このことを踏まえ、令和5年度の一般会計予算（案）を編成いたしましたので、ご理解、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計予算（案）として総額を歳入歳出それぞれ19億340万円と定めたところであります。昨年度の当初予算額と比較いたしますと、1億5,340万円の増額となりました。

予算（案）の歳出を、目的別に見ますと、議会費が52万円、総務費が1億733万6千円、衛生費が17億9,344万4千円、公債費が10万円、予備費として200万円を計上いたしましたところであります。

また、性質別に見ますと、義務的経費である人件費及び公債費が2億6,643万5千円で、予算構成比は14.0%、となったところです。

物件費につきましては、12億8,284万2千円で、予算構成比は、67.4%となっております。

物件費の主なものは、可燃ごみ処理委託料3億4,800万円、ビニール類処分委託料

2,000 万円、金属類分別処分委託料 2,500 万円、し尿収集委託料 7,500 万円、浄化槽清掃業務委託料 1 億 1,218 万円、排水処理施設保守点検業務委託料 1 億 2,231 万円、南丹浄化センターの運転管理委託料としての 1 億 3,530 万円、新火葬場建設事業費 1 億 5,300 万円などであります。

以上が、歳出の概要であります。

次に、これを賄います歳入といたしまして、1 款、分担金及び負担金 11 億 2,751 万 5 千円で、南丹市 7 億 1,429 万 4 千円、京丹波町 4 億 1,322 万 1 千円となったところ
です。

2 款、使用料及び手数料 4 億 7,958 万 5 千円は、し尿収集手数料、可燃ごみ収集処理手数料、ビニール類処理手数料、浄化槽清掃手数料などが主なものであります。

3 款、財産収入は、2 千円の設目であります。

4 款、繰入金は、新火葬場建設事業に充当するための 1 億 5,300 万円で、廃棄物処理施設建設等基金からの繰り入れであります。

5 款、繰越金は、1 千円の設目であります。

6 款、諸収入 1 億 4,329 万 7 千円は、ペットボトル、アルミ、紙類及びビン等の売却料、並びに亀岡市からの汚泥処理業務受託事業収入などであります。

以上が、令和 5 年度一般会計予算（案）の概要であります。

南丹市および京丹波町の財政状況がことのほか厳しい中での予算編成であることを再認識し、予算の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げられるよう、なお一層の努力をする所存であります。

何卒、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 次に、事務局から本議案の詳細説明を求めます。

井尻事務局長。

井尻事務局長 令和5年度一般会計予算案の詳細につきまして、お手元の予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

令和5年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億340万円であります。

それでは、歳入から事項別明細書により款を追ってご説明申し上げます。まず5ページをお開き下さい。

1款 分担金及び負担金として、11億2,751万5千円を見込んでおります。その内訳は、南丹市分担金7億1,429万4千円、京丹波町分担金4億1,322万1千円を計上したところであり前年度当初比較8,773万8千円の増額であります。続きまして6ページでございます。

2款 使用料手数料は、4億7,958万5千円を見込んでおり、主なものとして、し尿収集手数料、汲取り券販売料として3,320万円、可燃ごみ収集袋販売料、一般廃棄物処理手数料として1億2,200万円、ビニール類処理手数料、収集袋販売料として6,500万円、浄化槽清掃手数料1億2,200万円、火葬場使用料1,200万円などであり、前年度当初比較526万5千円の減額であります。続きまして7ページでございます。

3款 財産収入2千円は、各基金の利子分を設目のため計上したものです。続きまして8ページでございます。

4款 繰入金1億5,300万円は、廃棄物処理施設建設等基金からの繰り入れであります。続きまして9ページでございます。

5款 繰越金1千円は、前年度繰越金を設目のため計上したものです。続きまして10ページでございます。

6款 諸収入1億4,329万7千円は、アルミ、紙類、ビン等の売却代のほか、家畜処理施設維持管理費及び亀岡市からのし尿等の処理に係る受託事業収入が主なものであります。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。13 ページをご覧ください。

1 款 議会費 52 万円は、組合議会議員の報酬及び費用弁償が主なものであります。
続きまして 14 ページでございます。

2 款 総務費 1 億 7,33 万 6 千円で、主なものとして 1 目、総務管理費 1 億 716 万 5 千円で正副管理者の報酬、常任の副管理者、職員 8 名の人件費のほか、組合の総括的な運営に要する経費であります。

続きまして 17 ページ 3 款 衛生費 17 億 9,344 万 4 千円は、前年度比較 1 億 5, 056 万 5 千円の増額で、1 目、清掃総務費 2,000 万円で、一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託料及び廃棄物処理施設建設等基金積立金であります。

2 目、塵芥処理費 5 億 5,394 万 7 千円の内訳は収集事業費 1 億 1,427 万 9 千円、処理事業費 4 億 3,254 万 8 千円、最終処分事業費 712 万円で主な内容については、収集事業 3 名、処理事業 9 名の人件費、可燃ごみの収集経費及び可燃ごみ処理委託料などの経費であります。

続きまして、19 ページ、3 目、リサイクル処理費 1 億 7,120 万 1 千円の内訳は、収集事業費 1 億 258 万 8 千円、処理事業費 6,561 万 3 千円、最終処分事業費 300 万円で、収集事業 11 名、処理事業 1 名の人件費、ペットボトル等収集委託料、収集車両購入費、ビニール類処理委託料、廃乾電池等有害ごみ処分委託料、ガラス、粗大ごみ、金属類などの不燃物の分別処分委託料及び収集車の燃料費等の維持管理費などの経常経費を計上しております。

続きまして、21 ページ 4 目、し尿処理費 8 億 4,630 万円の内訳は、収集事業費 2 億 88 万 9 千円、処理事業費 3 億 6, 808 万 6 千円、管理事業費 2 億 7, 507 万 5 千円、最終処分事業費 225 万円で、収集事業 3 名、処理事業 3 名、管理事業 1 名の人件費、し尿処理施設の維持経費及び定期点検委託料などの、し尿処理に必要な経費及びし尿収集委

託料などが主なものであります。

また、構成市・町の浄化槽、排水処理施設の保守点検・清掃業務及び南丹浄化センターの運転管理業務委託料を計上しているところです。

続きまして、24 ページ 5 目、火葬場費 2 億 199 万 6 千円は、職員 4 名の人件費、火葬業務にかかる燃料費、火葬炉の修繕費などの経常経費と、新火葬場の建設事業経費として、設計業務委託料 300 万円、新火葬場建設事業負担金として、市道道路改良工事の建設負担金等 1 億 5,000 万円、合計 1 億 5,300 万円を計上しております。

続きまして 25 ページ 4 款 公債費 10 万円は、一時借入金の利子見込額であります。

続きまして 26 ページ 5 款 予備費は、200 万円を計上しております。

以上誠に簡単ではありますが、令和 5 年度一般会計予算案の歳入歳出についての詳細説明とさせていただきます。

何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木村議員 少し全体的なお話をさせていただきたいと思います。事項別明細の 3 ページの歳入の部分で今回前年と比べて 1 億 5 千万円程のボリュームが大きくなった中身でその財源はどうなるのか、一つは市町の分担金で 8 千 7 百万の増、それから繰入金これは基金の取り崩し、廃棄物処理施設の基金から 7 千万円で、これだけを主に取り崩して 1 億 5 千万程を増やしたという事ですけどそれに対応するのは、新火葬場の関係で 1 億 5 千 3 百万程の部分が上がっているんですけど去年と増えてるのは、7 千万か 8 千万だと思えますけど、実は先日南丹市の厚生常任委員会の中で、船井衛管は黒字だという言い方をされました。実際ではこんな事おかしいですが、各構成市町の分担金で 11 億を課していて、ボリュームで言いますと 19 億の 6 割強の部分を占めてるんで、それが黒字だ

というのは少し言い方はおかしいですが、4年度の補正を見た時に基金の積立で当初よりかなりの増額を補正して8千万にしたと、黒字やないかというのは、一面を取れば言えるのではないかも知れません。ただ基金は11億円で、しかも5年度で1億5千万取り崩すという状況ですので結論ではボリュームではないんだけど、ただ見方としては船井衛管も黒字だから各市町の分担費を減らしてもいいのではないかと話題も出てきます。それに対してそうではないのだと、決して黒字ではないし、大きな事業を抱えてるのでしっかりと積み立てないとダメなんだと第一歩として令和5年度は、予算の規模を1億5千万増やして新火葬場の建設をやりきると、そんな所にあるのかなと思いますけど、そんな疑問にどうお返しをしたらいいのと、この5年度のボリュームというのはおそらく6年度も新火葬場の建設が続きますので、このボリュームは続いていくのかなと思われるのですが、それについての見通しを答弁お願いします。

井尻事務局長 木村議員の質問にお答えしたいと思います。まずありがたいお言葉をいただきました。

当然市町の分担金で成り立っている組合の財政でございますけど、十分に頭において先ほどもありましたが、予算編成をしております。大変苦しい財政事情でございます。年々ごみの厳しい施策についていくために、色々な国からの指針も出ておまして、ごみの分別には手間と費用がかかってくる、そしてご存知の通り色々な経常経費が上がってきておるのが実際でございます。その中で何とか切り詰めにしながら運営しております。木村議員さんがおっしゃっていただいたとおりでございます。今回、1億5千万繰入をさせていただいております。これにつきましては先ほどご説明しましたように、コロナ等で遅れをとっている部分は何とか挽回していきたいという思いでございますし、火葬場の建設をするに当たりまして、まず市道の火葬場線の拡幅改良工事をして入

口工事の施工にも当然繰り出しますし、現況で使っていただいております火葬場の施設を使っている中で、効率的に道路改良工事を進めて参りたいという風に考えておきまして、一定南丹市の所管部署と調整をしておるわけですが、今回令和4年度の後半で工事を進めて参りたいと考えておりましたが、先ほど申し上げた理由によりまして若干遅れをとっております。そういった中で、市道の工事を発注していただく方もある程度柔軟に対応していただくようにある程度予算枠を確保して、負担金を確保して南丹市が施工をしていただきやすいように考えておるところでございます。そういったところで今回思い切った程度予算枠を確保して遅れを取り戻していきたいという思いで予算編成をさせていただいたということでございます。来年度がどのようになるかというのは進捗を十分に見極めて再来年度予算を編成していかなければなりません、令和5年度で一定工事を進めていくために余裕を持った形での工区割等をしていただけるように予算措置を取らせていただいて、負担金をお伝えさせていただくような措置をとった状況でございます、再来年につきましても見極めて予算措置を考えて参りたいと考えておりますが、市道工事が若干続きますので、繰越的な処置をすることになるかと思っておりますので、そういったところを見極めながら予算を執行してまいりたいと考えております。

吉田議員 24 ページの新火葬場建設事業の市道分ということで最終額があらわされているのですが、市道に関する部分は令和6年度にはないと考えたらいいのかと、もう一点衛生費21ページし尿処理費、19ページのリサイクル処理費が両方2千万から5千万円増額になっておりますが、どのあたりの増額を見込んでおられるのかということをお聞きしたいです。

井尻事務局長 吉田議員のご質問にお答えさせていただきます。まず25ページ新火葬場建設事業でございます。これにつきましては、1億5千万円計上しておりますが、これがすべてという部分でございませんので、5年度、6年度、7年度ぐらいまで工区割り

して施工していくと考えておりました、若干これよりもかかってくるということでございます。

リサイクル処理費の増額につきまして委員会でも申し上げたことでございますけれども、ペットボトルの回収日に業務委託しております民間業者によりましてペットボトルの回収であったり、雑紙、新聞紙、雑誌等々の水曜日に回収は少なかったのですが、そこに業務委託を利用いたしまして、車両が空いておりますので収集をしていくという経費を計上をさせていただくということでございます。

し尿の収集委託料ですが、これは実績を元に予算を計上いたしておりますので、その実績表と合わせまして燃料費が高騰しております、その車両の経費等を契約変更しております、その経費を増額変更しております。今年度よりも来年度その分を見込んで計上しておるということでございます。

木戸議員 管理者の提案理由の説明の中で合理化事業計画に基づき経費等の見直しに努め、持続的かつ効率的な組合運営を進めていく所存でありますというお話でありました。今回の予算についてここが今までこうであったが、このようにやりますというようなことがあればお願いします。

井尻事務局 木戸議員のご質問にお答えさせていただきます。先ほどもお話をさせていただきましたが、本年度までは民間委託で可燃ごみの収集を委託しておりましたが、水曜日に収集がなかったため車両が空いていることもあり、合理化計画に基づいて民間にできるものは民間にさせていただくということで取り組みを進めておりました、ペットボトル、雑紙、新聞紙、雑誌等を水曜日に回収できるものについて、民間に委託をしていくという大きな取り組みをさせていただくということでございます。

木戸議員 ありがとうございます。そうかなと思っておりましたが、可燃ごみの収集を企業がやっておりますので、いい取り組みかなと思っております。一つ提案ですが、で

きるかどうかかわからないですが、新しい火葬場ができた時に、その運営を民間業者に任せて職員がかかる事なく、そういう事も一つの方法かと思います。特殊な事業でございますのでいろんな形で問題もあるか分かりませんが、すべて組合がやるのではなく、民間に任せられるのは民間にさせていただく計画をし、やっていただくことによって運営負担が少し減るのではないかという風に思います。これは提案でございますので、よく考えて頂いたら結構でございます。

東議員 前年度と比較してし尿処理費ですと補正予算では 2 千 6 百万円程少なくなっておりますが、8 千万円程費用がいらなくて基金に積み立てているという事がしたら、この処理費用の算定している数値っていうのは、人口も減っているという事でありまして、進めていくと費用を高く見積もることによって各市町の分担金が増えてくるので、中々難しいと思いますが、より具体的な数値を上げていただけているのかどうかお聞きしたいのと、最終ページの給料の明細書のところで会計年度任用職員の状況を書いておりますが、これは前年度よりも 5 年度の方が減っているのではないかなという風に思ったりしますが、期末手当等も国の方に準じてということからすると、増えてもいいのかなと思いますが、これはどう言う事なのかお聞きしたいと思います。

井尻事務局長 東議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、1 点目でございますが処理費用等につきましては、先ほど申し上げましたように 3 年度実績を十分に精査いたしましてそれをもとに算出しております。また今の一番リアルタイムで物価上昇等々を加味をいたしております。適正にその辺は積算をしておるわけでございますが、キッチリにしますと万が一のこともございますので、一定幅を持たせておるのが実際でございます。2 点目でございますけども、会計年度職員の報酬等の比較がマイナスになっておるということですが、これにつきましてはパートとフルがありまして、その内訳の変更等がございまして、予算措置をしたときの状況を加味しておりますので、昨年度と比

べまして若干変化がでてきておるということでございます。

木村議員 冒頭に管理者がこの間の経過報告いただきまして新規採用の8名の確保できたと、ちょっとびっくりするありがたい結果だなと思います。8人とも合格されて8人とも組合の方にご就職していただけるのかどうかと、年齢構成ですが、これまでの議論でも当組合の年齢構成、将来に向けて適正な形を目指してきたとお話を聞いておりましたけども、それに向けてプラスになるような年齢構成になっているのか、どうかそれについてお尋ねします。

井尻事務局長 ご質問にお答えしたいと思います。おかげさまで新規採用を職員の試験を実施いたしましたところ、応募がございまして試験をしたわけでございますが、応募者数が13名でございます。内訳といたしましては、13名のうちの3名が新卒枠、社会人経験があるキャリア枠では10名の方が募集をしていただきました。その13名全員に試験を受けていただいたと言うでございます。その中で、2次試験まで実施し、一般事務職で新卒枠が1名この方は23歳で採用という形になっておりまして、こちらとしましては20代の職員がほとんどいないという状況でございましたので、大変ありがたいという風に考えております。一般事務職と技能職と分かれる訳でございますが、事務職では4名の方が採用となっております。この内女性の方は3名という事で、女性の雇用が図れたなと思っております。男性は1名で4名。年齢構成でございますけど、40代が2名、30代が1名、事務職女性の方です。男性が30代1名ということで30代が2名、40代が2名を事務職で採用ということであります。そして技能職、現場の職員でございますけど、現場の職員は女性が1名男性が2名でございます。女性の方は30代、男性が30代と40代、1名ずつ2名という事で、技能職としての方は3名が採用となっております。以上が採用の状況でございます。

議長 ほかに質疑は、ありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

議 員 (討論なしの声)

討論がないようですので、これより採決に入ります。

お諮りします。議案第8号、「令和5年度船井郡衛生管理組合一般会計予算について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 員 (挙手)

議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第13「常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件について」を議題といたします。し尿・ごみ等常任委員会委員長から所管事務について、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申請書が提出されております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

議 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会議に付されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 40 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 5 月 15 日

船井郡衛生管理組合議会議長 山下 秋則

署 名 議 員 山内 守

署 名 議 員 東 まさ子